

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 29 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務

(2) 業務の内容

関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日まで

(4) 予算額 金 13,127,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ その他の委託等の研修業務

ウ その他の委託等のその他

3 審査会の設置

(1) 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、とっとり関係人口マッチング・交流サイト構築事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は 5 名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は、関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて評価を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4 により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課
電 話 0857-26-7091 ファクシミリ 0857-26-8870
電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 企画提案書等作成要領の交付

「企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）は、令和 7 年 5 月 29 日（木）から同年 6 月 27 日（金）までの間に、インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/323083.htm>) から入手すること。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 7 年 5 月 29 日（木）から同年 6 月 27 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

7 企画提案参加申込書等の提出

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領第 7 条に基づき次のとおり手続きを行うこと。

ア 提出書類

企画提案参加申込書（様式第 1 号） 1 部
公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号） 1 部

イ 提出期間及び時間

令和 7 年 5 月 29 日（木）から同年 6 月 13 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする（必着）。

ウ 提出方法

持参又は郵便等の方法により提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

6 の（1）に同じ。

オ その他

この公募型プロポーザルへの参加は、アの提出書類をイの期間内までに提出した者に限る。

(2) (1) により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルへの参加資格の有無を確認する審査を行い、その結果を令和 7 年 6 月 17 日（火）までに通知する。

(3) (2) に定める審査により公募型プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、公募型プロポーザルへの参加資格がないとした理由について、令和 7 年 6 月 18 日（水）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(4) (3) により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和 7 年 6 月 20 日（金）までに書面により回答する。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書等は、作成要領に基づき作成するものとする。

(2) 提出方法

7 の（1）のウに同じ。

(3) 提出場所

6 の（1）に同じ。

(4) 提出期間及び時間

令和 7 年 6 月 18 日（水）から同月 27 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする（必着）。

- (5) 企画提案書等の作成に当たって質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、電子メールにより6の(1)に定める場所に令和7年6月3日（火）午後5時15分までに提出すること。当該方法以外の方法による質問の提出は、受け付けない。なお、電子メールを送信する際は、件名に「関係人口創出に向けた地域課題解決モデルプログラム造成等業務」と記載すること。
- (6) (5)により提出された質問及び当該質問に対する回答は、令和7年6月9日（月）までにインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/323083.htm>）によりまとめて閲覧に供する。

9 プレゼンテーションの実施

詳細の日時及び場所については、企画提案書等を提出した者に別途連絡する。

- (1) 日時（予定）
令和7年7月上中旬（平日）
- (2) 場所（予定）
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁内会議室
- (3) 参加条件
プレゼンテーションは1提案につき20分以内とすること。
なお、実施時間の10分前には受付を済ませること。
- (4) その他
ア 審査会で使用する資料は企画提案書提出時の資料のみで行い、追加資料配布は認めない。
イ プレゼンテーション終了後、10分間程度の質疑応答を行う。
ウ 情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 調達公告 | 令和7年5月29日（木） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年6月3日（火） |
| (3) 質問に対する回答期限 | 令和7年6月9日（月） |
| (4) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 令和7年6月13日（金） |
| (5) 参加資格有無通知期限 | 令和7年6月17日（火） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月27日（金） |
| (7) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和7年7月上中旬予定 |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年7月中旬予定 |
| (9) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和7年7月中旬予定 |
| (10) 契約締結 | 令和7年7月下旬予定 |

13 その他

- (1) 企画提案書等の無効
ア 2の参加資格のない者又は実施要領第7条第1項に掲げる有効な提出書類を提出期限までに

提出のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知し、その概要をインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部
とっとり暮らし推進局協働参画課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/323083.htm>)
で公表するものとする。

(4) 企画提案書等作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 契約の解除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書及び作成要領による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。